指定介護老人福祉施設「瑞江特別養護老人ホーム」運営規定

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条

この規定は、瑞江特別養護老人ホーム(以下「ホーム」という。)の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第一四号)」及び「指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準(以下「基準」という。)を遵守し、利用者の生活の安定及び生活の充実を図る事を目的とする。

(運営方針)

第2条

当ホームは、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能回復訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員)

第3条

当ホーム、基準に示した所定の職員を配置するものとする。

(1)	施設長	1名
(2)	医師	1名(嘱託医)
(3)	生活相談員	1名
(4)	介護職員	27名
(5)	看護職員	3名
(6)	管理栄養士	1名
(7)	機能回復訓練士	1名
(8)	介護支援専門員	1名
(9)	事務員	2名
(10)	調理員	5名

2 前項に定める者のほか必要に応じて、その他の職員を置くことができる。

(職務)

第4条

職員は、当ホームの設置目的を達成するために必要な職務を行う。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括する。施設長に事故のあるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生の指導に従事する。
- (3) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者の処遇の企画及び実施に関することに従事する。
- (4) 介護職員は、利用者の日常生活介護、援助に従事する。
- (5) 看護職員は、利用者の診察の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理等に従事する。
- (6) 管理栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導、食事業務全般に従事 する。
- (7) 機能回復訓練士は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員は、施設サービス計画書を作成する。
- (9) 事務員は、庶務及び会計事務に従事する。
- (10) 調理員は、給食業務に従事する。

(定員)

第5条

当ホームの入所定員は、80名とする。

2 指定短期入所生活介護事業(以下「短期入所」という。)は、併設型8名、空床利用型4名と する。

第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画の作成)

第6条

介護支援専門員は、サービスの内容等を記載した施設サービス計画書の原案を作成し、それを利用者に対して説明の上同意を得るものとする。

(サービスの提供)

第7条

職員は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、処遇上必要事項について、 理解しやすいように説明を行わなければならない。

(入浴)

第8条

1週間に2回以上、入浴又は清拭を行う。但し、利用者に傷病があったり、感染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴が適当でないと判断する場合には、これを行わないことができる。

(排泄)

第9条

利用者の心身の状況に応じて、また利用者個人のプライバシーを尊重のうえ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない利用者のオムツは、適宜取り替えるものとする。

(離床、着替え、整容等)

第10条

離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第11条

食事は栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

- 2 食事の時間は、概ね次のとおりとする。
 - (1) 朝食 午前7時~
 - (2) 昼食 午前 11 時 45 分~
 - (3) 夕食 午後17時30分~
- 3 あらかじめ連絡があった場合には、別に定めところにより、衛生上または管理上許容可能な一 定時間、食事の取り置きをすることができる。
- 4 あらかじめ欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

(相談、援助)

第 12 条

ホーム職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者 又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便官の供与等)

第13条

教養娯楽設備等を整え、レクリエーションを行うものとする。

2 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者及び家族にお

いて行うことが困難である場合には、その旨の申し出、同意に基づき所定の手続きにより代わって行うことができる。

(機能訓練)

第14条

利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(健康保持)

第 15 条

医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持にための適切な措置を取り、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(高齢者虐待)

第16条

高齢者虐待防止の推進、発生又はその再発を防止するため以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(送迎)

第17条

短期入所の通常の事業の実施地域は、原則として江戸川区の区域内とし、短期入所を利用すると きは送迎用車両により送迎を行うものとする。

(利用者の入院期間中の取り扱い)

第 18 条

入院する必要が生じた場合にあって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともにやむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようにしなければならない。

(緊急時の対応)

第19条

利用者は、身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状況になったときは、昼夜を問わず24時間、いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。

- 2 職員は、ナースコール等で利用者からの緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を 行うものとする。
- 3 利用者があらかじめ近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

(利用料)

第 20 条

第5条1項の利用料の額は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスに係る費用の 負担割合に応じた金額、及び食費、居住費、並びに日常生活等に必要とする費用として別に 定める利用料の合計額とする。但し、限度額認定を受けている利用者に関しては、その限度 額の費用とする。
- (2) 利用者は月額利用料を、毎月 26 日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に預金口座振替に て支払うものとする。
- 2 第5条第2項の利用料の額は、次のとおりとする。
- (1) 介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、短期入所に係る費用(送迎に要する費用含む。)の負担割合に応じた金額、及び食費、居住費に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。但し、限度額認定を受けている利用者に関しては、その限度額の費用とする。
- (2) 前項に定める利用料のほか、送迎が区境を越える場合はその費用。
- (3) 利用者は、利用料を利用終了日に支払うものとし、支払い方法は現金によるものとする。

第5章 ホームの利用にあたっての留意事項

(日課の尊重)

第21条

利用者は、健康と生活の安定のため、施設長が定めた日課を尊重し共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第 22 条

利用者は、外出(短時間のものは除く)又は外泊しようとする時は、その都度、外出・外泊先、 用件、ホームに帰着する予定日時など施設長に届け出るものとする。

(面会)

第23条

利用者は、外来者と面会をしようとする時は、利用者又は外来者がその旨を施設長に届け出るものとする。施設長は特に必要があるときは面会の場所を指定することができる。

(健康留意)

第24条

利用者は努めて健康に留意するものとする。ホームで行う健康診断は特別の理由がない限りこれを受診するものとする。

(衛生保持)

第 25 条

利用者はホームの清潔、整頓、その他の環境衛生の保持を心がけ、又ホームに協力するものとする。

(ホーム内の禁止行為)

第 26 条

利用者は、ホーム内で次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人に排撃したりすること。
- (3) 指定した場面以外で火気を用いること。
- (4) ホームの秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、ホームの設備、備品に損害を与え、又はこれらをホーム外に持ち出すこと。

(災害、非常時の対応)

第27条

ホームは、消防法に基づく消化設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を備えるとともに、防火管理者を置き、非常災害等に対して、具体的な防災計画・避難計画を立て、職員及び利用者が参加する訓練を月1回実施するものとする。

2 利用者は健康又は防災等の緊急事態の発生に気づいたときは、ナースコール等最も適切な方法 で、ホーム職員に知らせるものとする。

第6章 その他運営についての重要事項

(利用資格)

第28条

当ホームの利用資格は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設又は指定短期入所生活介護事業の利用資格があり、当ホームの利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者、及びその他の法令により入所できる者とする。

(内容及び手続きの説明及び同意・契約)

第29条

当ホームの利用にあたっては、あらかじめ入所申込み者及び身元引受人に対し、本運営規定の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込み者の同意を得たうえで利用契約書を締結するものとする。

(施設・設備)

第30条

施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議のうえ決定するものとする。

- 2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとする。
- 3 施設・設備等の維持管理はホームの職員が行うものとする。

(苦情処理)

第31条

利用者及び身元引受人は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができる。その場合速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について、利用者又は身元引受人に報告するものとする。

(秘密保持)

第32条

職員は、瑞光会の就業規則に定めるとおり、正当な理由なく、その知り得た利用者又はその家族の秘密を、在職中及び退職後も他に漏らしてはならない。

(任意)

第 33 条

この規定の施行上必要な細目については、施設長が別に定める。

付則

この規定は、平成12年4月1日に施行する。

- この規定は、平成17年4月1日に一部変更する。
- この規定は、平成28年4月1日に一部変更する。
- この規定は、令和3年4月1日に一部変更する。

別 表

〈第20条〉

1. 食費・居住費(滞在費含む)

	食費(介護老人福祉施設)	食費(短期入所)	居住費
第4段階	1,500円/日	1,500円/日	950円/日
第3段階②	1,360円/日	1,300円/日	370円/日
第3段階①	650円/日	1,000円/日	370円/日
第2段階	390円/日	600円/日	370円/日
第1段階	300円/日	300円/日	0円/日

食費内訳

朝食:400円 昼食:600円 夕食:500円

- 2. 所定料金(指定介護老人福祉施設のみ)
- (1)日用品費・・・Aパック、Bパックからの選択

①Aパック 20円/日 :ボックスティッシュ・ウエットティッシュ・綿棒

②Bパック 50円/日 : Aパックの内容+歯ブラシ・歯磨き粉・義歯洗浄剤・義歯保管箱・舌下ブラシ

カミソリ・シェービングフォーム・替刃・乾電池

(2)預かり金管理サービス 50円/日

適用年月日 令和5年1月1日